

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日と翌日)

## 目 次

### ◇告 示

- 字の区域の新設等(地方課)
- 字の区域の変更(三件) (〃)
- 字の区域の変更等(〃)
- 土地改良法による換地処分(五件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小町地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生

ずる。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字  
の名称

同上の区域(平成元年二月六日現在の地番による。)

小町字中尾根

小町字壹反田五〇五の一部、五一三の一部、五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
 小町字越城野原ノ四 五一五の一部  
 小町字ウリロ五一六の一部、五一七の一部、五二二の一部、五二三の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 小町字越城野原五五〇の一四の一部  
 小町字貳反田五六〇の二の一部、五六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五六〇の二から五六〇の四までと一体をなす国有地の一部

小町字岩屋ガ尾  
根

小町字阪ノ向五七二、五七三と一体をなす国有地の一部  
 小町字越城野原ノ五 五七五の一の一部、五七五の二の一部、五七五の六の一部  
 小町字石橋上ノ巷五七六と一体をなす国有地の一部

小町字下稲場

小町字越城野原八 六二四の五、六二四の六の一部、六二四の七の一部、六二四の八  
 小町字越城野原九 六四八の二の一部、六四八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 小町字フサゲロ六四九

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成元年二月六日現在の地番による。）</p>
<p>小町字前田上</p>	<p>小町字前田上の全域 小町字寺ノ上一八二の一の一部、一八二の三の一部 小町字谷奥一九六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>小町字寺ノ上</p>	<p>小町字寺ノ上のうち一八二の一の一部、一八二の三以外の区域</p>
<p>小町字カグヒ坂</p>	<p>小町字カグヒ坂のうち一八四の一部以外の区域</p>
<p>小町字谷奥</p>	<p>小町字カグヒ坂一八四の一部 小町字谷奥のうち一九六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 小町字カク井坂二四〇の一の一部、二四〇の二の一部、二四一から二四七まで、二四七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>小町字高塚</p>	<p>小町字高塚のうち二四九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 小町字中峯二八〇の一部</p>
<p>小町字中峯</p>	<p>小町字中峯のうち二八〇の一部以外の区域</p>
<p>小町字カク井坂</p>	<p>小町字焼林平二二八の一の一部及びこれと一体をなす国有地 小町字カク井坂のうち二三七の一部、二四〇の一の一部、二四〇の二の一部、二四一から二四七まで、二四七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 小町字高塚二四九の一部</p>
<p>小町字焼林平</p>	<p>小町字焼林平のうち二二八の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 小町字カク井坂二三七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>小町字堤谷</p>	<p>小町字越城野原二三四二の二の一部 小町字堤谷のうち三五五の一部、三五七から三五九までの一部、三六〇、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小町字堤谷ノ壱</p>	<p>小町字堤谷ノ壱のうち三六二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小町字細田</p>	<p>小町字堤谷三五五の一部、三五七から三五九までの一部、三六〇、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 小町字細田のうち三七九の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 小町字仲田三八一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三八一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>小町字越城野原ノ三</p>	<p>小町字越城野原ノ三のうち三七〇の五から三七〇の七まで の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小町字仲田</p>	<p>小町字越城野原二三四二の二の一部 小町字堤谷三五八の一部 小町字越城野原ノ三 三七〇の五の一部、三七〇の七の一部 小町字細田三七九の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

	<p>小町字仲田のうち三八一の一部、三八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八一、三九五、三九六と一体をなす国有地の一部以外の区域 小町字宮後内上三九七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>二 小町字越城野原</p>	<p>小町字越城野原二のうち三四二の二の一部以外の区域 小町字仲田三九五、三九六と一体をなす国有地の一部 小町字宮後内上のうち三九七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 小町字壱反田五〇三の二の一部、五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 小町字越城野原ノ四五一五の一部</p>	<p>小町字貳反田</p>	<p>小町字壱反田五一三と一体をなす国有地の一部 小町字越城野原ノ四 五一五の一部 小町字ウリロ五一六の一部、五一七の一部、五一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 小町字貳反田のうち五六〇の二の一部、五六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六〇の二から五六〇の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域 小町字阪ノ向五六三から五六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 小町字越城野原八 六二四の二の一部 小町字上樋中江六三一の一部、六三四から六三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>小町字ウリロ</p>	<p>小町字越城野原ノ四 五一五の一部 小町字ウリロのうち五一六の一部、五一七の一部、五一九の一部、五二二の一部、五二三の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
<p>小町字高砂</p>	<p>これらと一体をなす国有地以外の区域 小町字高砂五二九、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 小町字越城野原五五〇の一四の一部</p>	<p>小町字越城野原</p>	<p>小町字高砂のうち五二九、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 小町字越城野原五五〇の一〇の一部 小町字越城野原のうち五五〇の二の一部、五五〇の六の一部、五五〇の七の一部、五五〇の一〇の一部、五五〇の一四の一部以外の区域</p>	<p>小町字石橋上</p>	<p>小町字越城野原五五〇の二の一部、五五〇の六の一部、五五〇の七の一部 小町字越城野原ノ五 五七五の二の一部 小町字石橋上ノ壱のうち五七六と一体をなす国有地の一部以外の区域 小町字石橋上の全域 小町字石橋五九九の一部、六〇〇の一部、六〇四の一部</p>	<p>小町字石橋</p>	<p>小町字越城野原ノ五 五七五の二の一部 小町字石橋のうち五九九の一部、六〇〇の一部、六〇四の一部以外の区域</p>	<p>小町字阪ノ向</p>	<p>小町字越城野原ノ五 五七五の二の一部、五七五の二の一部、五七五の六の一部 小町字阪ノ向のうち五六三から五六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四、五七二、五七三とこれらと一体をなす国有地</p>

小町字越城野原ノ五	<p>体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>小町字越城野原ノ五のうち五七五の一の一部、五七五の二の一部、五七五の六の一部以外の区域</p>
小町字上樋中江	<p>小町字越城野原ノ五 五七五の二の一部</p> <p>小町字阪ノ向五六四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに五六四と一体をなす国有地の一部</p> <p>小町字越城野原八 六二四の一の一部</p> <p>小町字上樋中江のうち六三一の一部、六三四の一部、六三五の一部、六三六から六三八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
八小町字越城野原	<p>小町字越城野原八のうち六二四の一の一部、六二四の五、六二四の六、六二四の七の一部、六二四の八以外の区域</p>
小町字フサゲロ	<p>小町字フサゲロのうち六四九以外の区域</p>
九小町字越城野原	<p>小町字越城野原八 六二四の六の一部</p> <p>小町字越城野原九のうち六四八の一から六四八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
小町字上林ヶ塔	<p>小町字上林ヶ塔六八一及びこれと一体をなす国有地</p>
十小町字越城野原	<p>小町字越城野原十のうち六八九の二の一部以外の区域</p>
小町字五輪稲場	<p>小町字上林ヶ塔六八八の一部</p> <p>小町字五輪稲場のうち七〇一の一部以外の区域</p>
小町字林ヶ塔	<p>小町字林ヶ塔のうち四六二の一部、四六八の一部、四七一の一部、四七二の一部、四七四の一部、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>小町字稲場四七六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四七六、四九七と一体をなす国有地の一部</p> <p>小町字越城野原九 六四八の一の一部</p> <p>小町字上林ヶ塔のうち六八一、六八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>小町字越城野原十 六八九の二の一部</p> <p>小町字五輪稲場七〇一の一部</p>
小町字稲場	<p>小町字林ヶ塔四六八の一部、四七一の一部、四七二の一部</p> <p>小町字稲場のうち四七六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四七六、四九七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>小町字越城野原八 六二四の一の一部</p> <p>小町字越城野原九 六四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
小町字菅反田	<p>小町字菅反田のうち四九八から五〇一まで、五〇二の一部、五〇三の一部、五〇三の二の一部、五〇四の一部、五〇五の一部、五一三の一部、五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇三の一、五〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>小町字越城野原ノ四 五一五の一部</p>

小町字越城野原八 六二四の一の一部  
 小町字上樋中江六三六から六三八までの一部及びこれらと  
 一体をなす国有地

小町字宮ノ後  
 小町字宮ノ後の全域  
 小町字林ヶ塔四六二の一部、四七四の一部、四七五の一部  
 及びこれらと一体をなす国有地  
 小町字稲場四七六の一部及びこれと一体をなす国有地の一  
 部並びに四七六、四九七と一体をなす国有地の一部  
 小町字老反田四九八から五〇一まで、五〇二の一部、五〇  
 三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇三  
 の一、五〇三の二と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称  
 小町字越城野原ノ四、小町字石橋上ノ巻

鳥取県告示第三百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）二百六十条第一項の規定に  
 基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったの  
 で、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）  
 第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ  
 る天神野地区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を  
 生ずる。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
 字の名称  
 同上の区域（昭和六十三年十一月一日現在の地番による。）

大字今西字天神  
 原  
 大字今西字天神原のうち一三九六の六、一三九六の七、一  
 三九六の二、一三九六の一三、一三九九の九、一三九九  
 の二一、一三九九の二三、一三九九の二四以外の区域

大字堀字天神原  
 大字今西字天神原一三九六の六、一三九六の七、一三九六  
 の一二、一三九六の一三、一三九九の九、一三九九の二、  
 一三九九の二三、一三九九の二四  
 大字堀字天神原の全域

大字堀字崩坂  
 大字堀字崩坂のうち三三三二の一の四の一部、三三三二の一の  
 一部、三三三二の三以外の区域  
 大字堀字高助ノ上三三三六の七の一部、三三三六の一三の  
 一部、三三三六の七の七の一部、三三三六の一〇の一部、三三  
 四一の七、三三四五の三、三三三六の四及びこれらと一体  
 をなす国有地の一部並びに三三三六の六と一体をなす国有  
 地の一部

大字堀字高助ノ  
 上  
 大字堀字崩坂三三三二の四の一部、三三三二の一の一部、  
 三三三二の三  
 大字堀字高助ノ上のうち三三三四の一の一部、三三三四の  
 四の一部、三三三五の一の一部、三三三六の七の一部、三  
 三三六の一三の一部、三三三六の一七の一部、三三三六の  
 一九の一部、三三三六の二〇の一部、三三三六の二八、三  
 三三六の二九、三三三六の三三、三三三八の九から三三三  
 八の二までの一部、三三三九の四の一部、三三三九の七、

	<p>三三三九の八、三三三九の一、三三三九の二、三三三九の一五、三二四〇の七の一部、三三三九の二〇の一部、三二四一の七、三二四五の三、三二四六の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三三六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字堀字坂根ノ上</p>	<p>大字堀字高助ノ上三三四の一の一部、三三三四の四の一部、三三三五の一の一部、三三三六の一七の一部、三三三六の一九の一部、三三三六の二〇の一部、三三三六の二八、三三三六の二九、三三三六の三三、三三三八の九から三三三八の一二までの一部、三三三九の四の一部、三三三九の七、三三三九の八、三三三九の一、三三三九の二、三三三九の一五及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字堀字坂根ノ上の全域</p>

鳥取県告示第三百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による天神野地区第三工区の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十一月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字松河原字中道</p>	<p>大字松河原字中道のうち二二八の二の一部、二二八の三の一部、二二八の七の一部、二二八の八、二二八の一四の一部、二二九の一〇、二二九の二の一部、二二九の一四の一部、二二九の一五の一部、二二九の二五の一部、二二九の二六の一部、二二九の二四、二二九の二五の一部、二二九の五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字松河原字小倉山</p>	<p>大字松河原字中道二二八の二の一部、二二八の三の一部、二二八の七の一部、二二八の八、二二八の一四の一部、二二九の一〇、二二九の二の一部、二二九の一四の一部、二二九の一五の一部、二二九の二五の一部、二二九の二六の一部、二二九の二四、二二九の二五の一部、二二九の五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字下山平</p>	<p>大字松河原字中道二二八の二の一部、二二八の三の一部、二二八の七の一部、二二八の八、二二八の一四の一部、二二九の一〇、二二九の二の一部、二二九の一四の一部、二二九の一五の一部、二二九の二五の一部、二二九の二六の一部、二二九の二四、二二九の二五の一部、二二九の五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字泰久寺字下山平</p>	<p>大字松河原字中道二二八の二の一部、二二八の三の一部、二二八の七の一部、二二八の八、二二八の一四の一部、二二九の一〇、二二九の二の一部、二二九の一四の一部、二二九の一五の一部、二二九の二五の一部、二二九の二六の一部、二二九の二四、二二九の二五の一部、二二九の五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

七二八の五の一部、七三〇の一の一部、七三四の一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二六と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による北谷尻地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十四年二月一日現在の地番による。）

二部字北谷尻

二部字北谷尻のうち一八の一の一部、一八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

二部字菟里塚一四九の一の一部

二部字堂ノ脇

二部字北谷尻一九の一と一体をなす国有地の一部  
二部字堂ノ脇のうち一四六の一の一部、一四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

二部字菟里塚一五二の二の一部及びこれと一体をなす国有地

二部字菟里塚

二部字北谷尻一八の一の一部、一八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

二部字堂ノ脇一四六の一の一部、一四八及びこれらと一体をなす国有地

二部字菟里塚のうち一四九の一の一部、一五二の二の一部、一六二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

二部字道ノ下タ三六二の二、三六二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三五九の一と一体をなす国有地の一部

二部字道ノ下タ

二部字道ノ下タのうち三六二の二、三六二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

二部字若水

二部字菟里塚一六二の四の一部及びこれと一体をなす国有地

二部字若水の全域  
二部字加藤フケ二七五の一の二

二部字加藤フケ

二部字加藤フケのうち二七五の一の二以外の区域

鳥取県告示第三百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による加勢蛇川第二地区第七工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十一月十六日現在の地番による。）</p>
<p>大字法万字今村 ノヒラ</p>	<p>大字法万字今村ノヒラのうち三八四の三以外の区域</p>
<p>大字法万字今村 後口</p>	<p>大字法万字今村ノヒラ三八四の三 大字法万字今村後口の全域 大字法万字今村坂ノ下タ四〇九、四一〇の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一三の一部、四一四の一部、四一七の一部、四一八の一部及びこれらと一体をなす 国有地</p>
<p>大字法万字今村 坂ノ下タ</p>	<p>大字法万字今村河原四二四の二、四二五から四二八まで、四二九の一、四三〇の二、四三三、四三六及びこれらと一体をなす 国有地</p>

  

<p>大字法万字今村 河原</p>	<p>大字法万字今村河原のうち四二四の二、四二五から四二八まで、四二九の一、四三〇の二、四三三、四三六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八反田字下 澤ケ谷東</p>	<p>大字八反田字下澤ケ谷東のうち二の二、七の二以外の区域</p>
<p>大字八反田字上 澤ケ谷東</p>	<p>大字八反田字上澤ケ谷東のうち二四の一から二四の七まで、二五の二、三六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八反田字上 澤ケ谷</p>	<p>大字八反田字上澤ケ谷東二四の一から二四の七まで、二五の二、三六の三及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字山ノ中三八から四三三まで、四四の一の一部、四四の二、四五、四六の一部、四六の二、四六の三及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字上澤ケ谷のうち四七の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字官場字アバノ尾一の一部、一の三の一部、四の三 大字官場字東上エ原一四の一部、一五の一の一部、一五の二の一部 大字官場字上エ原一九の一部</p>
<p>大字八反田下澤 ケ谷</p>	<p>大字八反田字下澤ケ谷東二の二、七の二 大字八反田字上澤ケ谷六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字下澤ケ谷のうち七九の一部以外の区域 大字八反田字上野一〇二の一部、一〇三の一部、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八の一、一〇九、一一二から一一四まで、一一五の一と一体をなす国有地の一部</p>



<p>大字八反田字上野</p>	<p>大字八反田字下澤ヶ谷七九の一部</p>	<p>大字八反田字上野のうち一〇二の一部、一〇三の一部、一五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八の一、一〇九、一一二から一一四まで、一一五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字八反田字下澤ヶ谷七九の一部</p>
<p>大字八反田字山ノ下</p>	<p>大字八反田字山ノ下のうち一七三から一七九まで、一八一の一、一八一の二、一八五、一九六の一部、一九七の一部、二〇〇の一部、二〇一、二〇二、二〇三の一部、二〇四から二二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字八反田字山ノ下のうち一七三から一七九まで、一八一の一、一八一の二、一八五、一九六の一部、一九七の一部、二〇〇の一部、二〇一、二〇二、二〇三の一部、二〇四から二二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字八反田字山ノ下一七三の一部、一七四から一七九まで、一八一の一、一八一の二、一八五、一九六の一部、一九七の一部、二〇〇の一部、二〇一、二〇二、二〇三の一部、二〇四から二二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八反田字上田井</p>	<p>大字八反田字上田井のうち二二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字八反田字上田井のうち二二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字八反田字上田井のうち二二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八反田字中河原</p>	<p>大字八反田字中河原二九二、二九三の一から二九三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字八反田字中河原二九二、二九三の一から二九三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字八反田字中河原二九二、二九三の一から二九三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八反田字深田</p>	<p>大字八反田字深田三五九から三六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八反田字深田三五九から三六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八反田字深田三五九から三六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八反田字深田</p>	<p>大字八反田字深田の全域</p>	<p>大字八反田字深田の全域</p>	<p>大字八反田字深田の全域</p>
<p>大字八反田字中河原</p>	<p>大字八反田字中河原の全域</p>	<p>大字八反田字中河原の全域</p>	<p>大字八反田字中河原の全域</p>
<p>大字八反田字漆原</p>	<p>大字八反田字漆原の全域</p>	<p>大字八反田字漆原の全域</p>	<p>大字八反田字漆原の全域</p>
<p>大字八反田字下河原</p>	<p>大字八反田字下河原三五八の一から三五八の五まで、三五九の一</p>	<p>大字八反田字下河原三五八の一から三五八の五まで、三五九の一</p>	<p>大字八反田字下河原三五八の一から三五八の五まで、三五九の一</p>
<p>大字八反田字今村坂ノ下</p>	<p>大字八反田字今村坂ノ下四一〇の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一三の一部、四一三の二の一部</p>	<p>大字八反田字今村坂ノ下四一〇の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一三の一部、四一三の二の一部</p>	<p>大字八反田字今村坂ノ下四一〇の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一三の一部、四一三の二の一部</p>

大字八反田字東漆原	四一四の一部、四一七の三の一部、四一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字東漆原のうち三四三、三四五から三四八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八反田字下河原	大字八反田字下河原のうち三五八の二から三五八の五まで、三五九の一以外の区域
大字八反田字西河原	大字八反田字西河原のうち三八六の二から三八六の四まで、三八七、三八八、三八九の一、三八九の二、三九〇の一、三九〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八反田字金坂前	大字八反田字西河原三八六の二から三八六の四まで、三八七、三八八、三八九の一、三八九の二、三九〇の一、三九〇の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字金坂前のうち三九三の二から三九三の三まで、三九四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八反田字上澁茶三九七、三九八の一、三九九の一、三九九の八、三九九の九及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字瀧根四〇一の一 大字宮場字八反田河原四一七の三 大字宮場字西河原五一九の一の一部、五二二の二、五二三の一、五二三の二、五二四の二の一部、五二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八反田字上澁茶	大字八反田字上澁茶のうち三九七、三九八の一、三九九の一、三九九の八、三九九の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八反田字瀧根	大字八反田字金坂前三九三の二から三九三の三まで、三九四の一及びこれらと一体をなす国有地
大字八反田字洪茶	大字八反田字瀧根のうち四〇一の一以外の区域 大字八反田字洪茶四〇五の一、四〇五の二、四一一の一、四一一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字水落ノ前四一二の一、四一二の二、四一三の一、四一四の一及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字加屋坂前四一五の二
大字八反田字水落ノ前	大字八反田字洪茶のうち四〇五の一、四〇五の二、四一一の一、四一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八反田字水落ノ前のうち四一二の一、四一二の二、四一三の一、四一四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八反田字加屋坂前	大字八反田字加屋坂前のうち四一五の二以外の区域
大字宮場字アバノ尾	大字宮場字アバノ尾のうち一の一、一の二、一の三、一の四以外の区域 大字八反田字山ノ中四四の一の一部、四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八反田字上澤ヶ谷四七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宮場字東上エ原	大字宮場字アバノ尾の一の一部、一の三の一部 大字宮場字東上エ原のうち一四の一の一部、一五の一の一部、一五の二の一部以外の区域 大字宮場字上エ原一九の一部、二四の六、二五から二九まで、三三の一、三三の三、三七の二、三八の二及びこれらと一体をなす国有地
大字宮場字上エ原	大字宮場字上エ原のうち一九、二四の六、二五から二九まで

	<p>で、三三の一、三三の三、三七の二、三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮場字山ノ下タ</p>	<p>大字宮場字山ノ下タのうち二三八の一、二三九から二四二まで、二四三の一、二四四、二四五、二四六の一、二四七の一、二四八、二四九の一、二五〇の一、二五一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮場字中通</p>	<p>大字宮場字山ノ下タ二三八の一、二三九から二四二まで、二四三の一、二四四、二四五、二四六の一、二四七の一、二四八、二四九の一、二五〇の一、二五一及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字宮場字中通りのうち二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字宮場字釜田二六九の一部、二七〇から二七五まで、二七六の一、二七七の二、二七八、二七九、二八〇の二部、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三〇二の二、三〇三から三〇七まで、三〇八の一、三〇八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字宮場字毘沙田三〇九の二、三一〇、三一一の二、三一一四の一、三一一四の三、三一一五の一、三一一五の二、三一一六及びこれらと一体をなす国有地          大字宮場字幸四郎三一七、三一一八の一部、三一九の一部、三二〇、三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字宮場字小林ノ前三二二の一部、三二四から三二六までの一部、三二七の二の一部、三二七の二の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字宮場字カスノ木三八八と一体をなす国有地の一部          大字宮場字上河原四二九の一と一体をなす国有地の一部          大字矢下字深田一の一部、二の一部、三の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>				
<p>大字宮場字釜田</p>	<p>大字宮場字釜田のうち二六九から二七五まで、二七六の一、二七七の二、二七八から二八〇まで、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三〇二の二、三〇三から三〇七まで、三〇八の一、三〇八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮場字毘沙田</p>	<p>大字宮場字毘沙田のうち三〇九の二、三一〇、三一二の二、三一一四の一、三一一四の三、三一一五の一、三一一五の二、三一一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮場字小林ノ前</p>	<p>大字宮場字小林ノ前のうち三二二から三二六まで、三二七の一、三二七の二、三二八の一、三二八の二、三二九、三三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮場字宮ノ前</p>	<p>大字八反田字山ノ下一七三の一部          大字八反田字上田井二一九と一体をなす国有地の一部          大字宮場字幸四郎三一八の一部、三一九の一部、三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字宮場字小林ノ前三二二の一部、三二三、三二四から三二六までの一部、三二七の二の一部、三二七の二の一部、三二八の二の一部、三二八の二、三二九、三三〇及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字宮場字宮ノ前の全域</p>	<p>大字宮場字深田</p>	<p>大字宮場字深田のうち三五五から三七〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字宮場字カスノ木</p>	<p>大字宮場字八反田河原</p>	<p>大字宮場字上河原</p>	<p>大字宮場字河原</p>	<p>大字宮場字出口河原</p>	<p>大字宮場字矢下河原</p>	<p>大字宮場字西山根</p>
<p>一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮場字八反田河原のうち四二七の三以外の区域</p>	<p>大字宮場字上河原のうち四二九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮場字河原のうち四三九の二、四四〇の二、四四一の五以外の区域</p>	<p>大字宮場字出口河原のうち四五六の二、四五八の三、四六七の三、四七二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四四九から四五一まで、四五四、四五五、四五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮場字出口河原四六七の三、四七二の一及びこれらと一体をなす国有地 大字宮場字矢下河原のうち四七六の一部、四七八の一部、四七八の一の一部、四七九の一部、四七九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮場字西山根四八〇の一部、四八〇の三から四八〇の五までの一部、四八〇の六から四八〇の九まで、四八三の一の一部、四八四の一、四八五から四八七まで、四八八の一</p>	<p>大字宮場字西山根のうち四八〇、四八〇の二から四八〇の九まで、四八一、四八二の一、四八三の一、四八四の一、四八五から四八七まで、四八八の一以外の区域</p>
<p>大字宮場字瀧ノ前</p>	<p>大字宮場字西河原</p>	<p>大字矢下字深田</p>	<p>大字矢下字八斗舞</p>			
<p>大字宮場字瀧ノ前のうち四九一の五から四九一の一〇まで、五〇一の一、五〇一の二、五〇二、五〇三の一、五〇五の一から五〇五の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮場字河原四三九の二、四四〇の二、四四一の一 大字宮場字瀧ノ前四九一の五から四九一の一〇まで、五〇一の一、五〇一の二、五〇二、五〇三の一、五〇五の一から五〇五の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字宮場字西河原のうち五一九の一の一部、五二二の二、五二三の一、五二三の二、五二四の二の一部、五二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字矢下字深田のうち一の一、二から四まで、五の一、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三から一五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮場字中通り二六八の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宮場字釜田二六九の一部、二八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宮場字出口河原四五六の二、四五八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四四九から四五一まで、四五四、四五五、四五六の一と一体をなす国有地の一部 大字矢下字深田の一の一部、二の一部、三の一部、四、五の一、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三から一五まで及びこれらと一体をなす国有地 大字矢下字角ミ田の全域 大字矢下字新地の全域</p>			

<p>大字矢下字八斗舞四三、四四、四五の一から四五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字矢下字樋ケ口四六の二、四六の三、四七、四八、四九の三、四九の四、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字矢下字下出口二一九の二の一部、二一九の三、二二三の二、二三一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字矢下字樋ケ口のうち四六の二、四六の三、四七、四八、四九の三、四九の四、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字矢下字寺前のうち八八の三、八八の四、八九の一、九〇の一、九一、九二の一、九三以外の区域</p>	<p>大字矢下字北田</p> <p>大字矢下字八斗舞四五の一から四五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字矢下字寺前八八の三、八八の四、八九の一、九〇の一、九一、九二の一、九三</p> <p>大字矢下字北田の全域</p> <p>大字矢下字植木一三八、一三九の一から一三九の六まで、一四〇の一から一四〇の三まで、一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三、一四四の一、一四五の三、一四六の五、一四七、一四八の一、一五二の一、一五三の二、一五三の三、一五四の一から一五四の三まで、一五五の一、一五五の二、一五六の一、一五六の二の一部、一五六の三、一五六の四、一五七の一から一五七の四まで、一五八、一五九の一、一五九の二、一六〇、一六一、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六四、一六五の一、一六五の二、一六六から一七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字矢下字出口ノ下モ一八二、一八三と一体をなす国有地の一部</p>		
<p>大字矢下字河原二〇一の五、二〇三、二〇三の二、二〇四の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字矢下字下出口二一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字矢下字竹下四四二の一から四四二の三までの一部、四四三の一部、四四四の一の一部、四四四の三</p>	<p>大字矢下字植木</p> <p>大字矢下字植木のうち一三八、一三九の「一」から一三九の六まで、一四〇の一から一四〇の三まで、一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三、一四四の一、一四五の三、一四六の五、一四七、一四八の一、一五二の一、一五三の二、一五三の三、一五四の一から一五四の三まで、一五五の一、一五五の二、一五六の一から一五六の四まで、一五七の一から一五七の四まで、一五八、一五九の一、一五九の二、一六〇、一六一、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六四、一六五の一、一六五の二、一六六から一七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字矢下字出口ノ下モ</p> <p>大字矢下字出口ノ下モのうち一八二、一八三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字矢下字河原</p> <p>大字矢下字河原のうち二〇一の五、二〇三、二〇三の二、二〇四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字矢下字下出口</p> <p>大字矢下字下出口のうち二一九の二、二一九の三、二二三の二、二二三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字矢下字下河原</p> <p>大字矢下字下河原のうち二三七の一、二三八の一、二三八の二、二四四の一、二四四の六、二四四の七、二四七の二、二四八の一、二四八の二、二四九から二五一まで、二五二の一から二五二の三まで、二五三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字矢下字一本松</p>	<p>なす国所有地以外の区域</p> <p>大字矢下字一本松のうち二五五の二、二五六の一、二五七の三、二五七の四、二五八の一、二五九の一から二五九の一七まで及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>
<p>大字矢下字釜穴ノ下モ</p>	<p>大字宮場字矢下河原四七六の一部、四七八の一部、四七八の一部、四七九の一部、四七九の一及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字宮場字西山根四八〇の一部、四八〇の二、四八〇の三から四八〇の五までの一部、四八一、四八二の一、四八三の一部</p> <p>大字矢下字下河原二三七の一、二三八の一、二三八の二、二四四の一、二四四の六、二四四の七、二四七の二、二四八の一、二四八の二、二四九から二五一まで、二五二の一から二五二の三まで、二五三の二及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字矢下字一本松二五五の二、二五六の一、二五七の三、二五七の四、二五八の一、二五九の一から二五九の一七まで及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字矢下字釜穴ノ下モの全域</p> <p>大字矢下字釜穴ノ上ミ、二七一の一から二七一の三までの一部、二七二の一部、二七八の一部、二七八の二から二七八の四までの一部、二七八の七の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字矢下字釜穴前三一五、三一六の一、三一六の二と一体をなす国所有地の一部</p>
<p>大字矢下字釜穴ノ上ミ</p>	<p>大字矢下字釜穴ノ上ミのうち二七一の一から二七一の三まで、二七二から二七八まで、二七八の二から二七八の七まで、二七九、二八〇、二八一の一、二八一の二、二八二から二八四まで及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>

<p>大字矢下字長房河原</p>	<p>大字矢下字釜穴ノ上ミ二七一の一から二七一の三までの一部、二七二の一部、二七三から二七七まで、二七八の一部、二七八の二から二七八の四までの一部、二七八の五、二七八の六、二七八の七の一部、二七九、二八〇、二八一の一、二八一の二、二八二から二八四まで及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字矢下字長房河原のうち二八五の五の一部、二八五の八の一部、二八五の九から二八五の一まで、二八六の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地の一部以外の区域</p> <p>大字矢下字崎河原三五六の三の一部、三五七の一部</p> <p>大字古長字アザブ三九二の三の一部、三九三の一の一部</p>
<p>大字矢下字西河原</p>	<p>大字矢下字西河原のうち二九八から三〇〇まで、三〇七、三〇七の一と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>大字矢下字釜穴前</p>	<p>大字矢下字釜穴前のうち三一五、三一六の一、三一六の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>大字矢下字崎河原</p>	<p>大字矢下字崎河原のうち三四八の二、三五〇の一、三五二の一、三五二の二、三五三の一、三五三の二、三五四の一、三五五の一から三五五の三まで、三五六の一から三五六の四まで、三五七及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>
<p>大字矢下字堅道</p>	<p>大字矢下字西河原二九八から三〇〇まで、三〇七、三〇七の一と一体をなす国所有地の一部</p> <p>大字矢下字崎河原三四八の二、三五〇の一、三五二の一、三五二の二、三五三の二、三五四の一、三五五の二、三五五の三、三五五の四、三五六の二、三五六の三の一部、三五六の四の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字矢下字堅道のうち三五八、三五九の一部、三六三の一</p>

<p>大字矢下字尾上河原</p>	<p>の1部、三六三の2の1部、三六四の1の1部、三六五の1の1部、三六六の1部、三六七の1部、三六八の1の1部、三六八の2の1部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字矢下字尾上河原三七五の1の1部、三七六の1部、三七七、三七八の1、三七八の3、三八二の1、三八三、三八四の2及びこれらと一体をなす国有地の1部          大字矢下字長房渡り四一九の1から四一九の3まで、四二〇の1、四二〇の5、四二一から四二四まで、四二五の1、四二六、四二七の1及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字河原一五四の2の1部、一五五の2の1部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字矢下字長房渡り</p>	<p>大字矢下字尾上河原のうち三七五の1、三七五の2、三七六、三七七、三七八の1、三七八の3、三八二の1、三八三、三八四の2及びこれらと一体をなす国有地の1部以外の区域          大字矢下字長房渡りのうち四一九の1から四一九の3まで、四二〇の1、四二〇の5、四二一から四二四まで、四二五の1、四二六、四二七の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字矢下字出口ノ上ミ</p>	<p>大字矢下字出口ノ上ミのうち四四〇と一体をなす国有地の1部以外の区域</p>
<p>大字矢下字竹下</p>	<p>大字矢下字植木一五六の2の1部及びこれと一体をなす国有地          大字矢下字出口ノ上ミ四四〇と一体をなす国有地の1部          大字矢下字竹下のうち四四二の1から四四二の3までの1部、四四三の1部、四四四の1の1部、四四四の3以外の区域</p>

  

<p>大字古長字上河原</p>	<p>大字古長字上河原のうち一〇〇の3の1部、一〇〇の4の1部、一〇〇の5、一〇〇の6の1部、一〇〇の7の1部、一〇〇の8、一〇〇の9、一〇〇の10の1部以外の区域          大字古長字西源代一〇三、一〇三の1、一〇四、一〇六、一〇七、一〇七の1、一〇七の2から一〇七の四までの1部、一〇八、一〇九から一一一までの1部、一一四、一一四の1の1部、一一四の2、一一五、一一五の1、一一五の2、一一六、一一六の1、一一七、一一七の1、一一八、一一八の1及びこれらと一体をなす国有地の1部          大字古長字西前河原一二六の1の1部、一二七の1部、一二八の1部、一三三の1の1部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字古長字西源代</p>	<p>大字古長字西源代のうち一〇三、一〇三の1、一〇四、一〇六、一〇七、一〇七の2から一〇七の五まで、一〇八から一一四まで、一一四の1、一一四の2、一一五、一一五の1、一一五の2、一一六、一一六の1、一一七、一一七の1、一一八、一一八の1及びこれらと一体をなす国有地の1部以外の区域</p>
<p>大字古長字西前河原</p>	<p>大字古長字西前河原のうち一二四の2、一二五、一二六の1、一二六の2、一二七から一二九まで、一三〇の1、一三〇の2、一三一の1から一三一の3まで、一三二、一三三、一三三の1、一三四から一三六まで、一三六の1から一三六の3まで、一三七の1、一三七の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字古長字出口ノ上ミ</p>	<p>大字古長字出口ノ上ミのうち一三八、一三九、一三九の一、一四〇、一四一、一四二の一、一四二の三から一四二の六まで、一四二の八から一四二の一五まで、一四二の二四、一四二の二六、一四二の二八から一四二の四七まで、一四三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字古長字中河原</p>	<p>大字古長字西源代一一四の一の一部          大字古長字西前河原一二四の二、一二五、一二六の一の一部、一二六の二、一二七の一部、一二八の一部、一二九、一三〇の一、一三〇の二、一三二の一の一部、一三二の二の一部、一三二の三、一三二、一三三の一の一部、一三四から一三六まで、一三六の一から一三六の三まで、一三七の一、一三七の二及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字出口ノ上ミ一三八、一三九、一三九の一、一四〇、一四一、一四二の一、一四二の三の一部、一四二の四から一四二の六まで、一四二の八の一部、一四二の一から一四二の三まで、一四二の一四の一部、一四二の一五の一部、一四二の二四、一四二の二六、一四二の二八から一四二の四一まで、一四二の四二の一部、一四二の四六の一部、一四二の四七、一四三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字古長字中河原の全域</p>
<p>大字古長字向河原</p>	<p>大字矢下字崎河原三五五の一の一部、三五六の三の一部、三五六の四の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字矢下字堅道三五八の一部、三五九の一部、三六三の一の一部、三六三の二の一部、三六四の一の一部、三六五の一の一部、三六六の一部、三六七の一部、三六八の一の一部、三六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字矢下字尾上河原三七五の一の一部、三七五の二、三七六の一部</p>
<p>大字古長字前河原</p>	<p>大字古長字向河原のうち一五四の二の一部、一五五の二の一部、一六四の二の一部、一六四の三の一部、一六六の一部、一六七の一、一六八、一六九の二から一六九の三までの一部、一七二の一、一七二の二、一七八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字古長字欠口三八九の一三の一部</p>
<p>大字古長字仲田</p>	<p>大字古長字前河原のうち一七四から一七六まで、一七六の一から一七六の三まで、一七六の一〇から一七六の一三まで、一七七、一七九、一七九の一、一八〇の二、一八〇の四、一八〇の五、一八二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字古長字仲田のうち二〇一の九の一部、二〇一の一〇、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字古長字下原代二〇六の一部、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の二と一体をなす国有地の一部          大字古長字東原代二五六の一部、二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字西原代二五九から二六二までの一部、二六三、二六四の一部、二六四の一、二六五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字古長字谷田</p>	<p>大字古長字前田二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、二六八の五、二六八の六、二六八の七、二六九の一、二六九の二及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字法大寺二七〇の一部、二七一の一部、二八五の一及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字上屋敷二八六の二、二八六の六、二八六の七、二八六の一と一体をなす国有地          大字古長字上河原一〇〇の三の一部、一〇〇の四の一部、一〇〇の五、一〇〇の六の一部、一〇〇の七の一部、一〇〇</p>



<p>大字古長字出口河原</p>	<p>大字古長字出口河原のうち二一〇、二一〇の一、二一〇の二、二二一、二二二の一から二二二の三まで、二二五の一、二二五の二、二二六、二二八、二二八の一、二二九、二三〇の一、二三〇の三から二三〇の九まで、二三〇の三十一、二三〇の三十二、二三三の一、二三三の三、二三三の五から二三三の七まで、二二三の二、二二三の三、二三四、二三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字古長字向山ノ下</p>	<p>大字古長字向山ノ下のうち二三三の八及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字古長字前代</p>	<p>大字古長字出口河原二二五の一の一部、二二八、二二八の</p>
<p>大字古長字東原</p>	<p>一、二二九、二三〇の八の一部、二三〇の九の一部、二三〇の一二の一部、二三〇の十三から二三〇の二九まで、二三二の五の一部、二三二の六の一部、二三二の七の一部、二三三の一、二三三の二、二三三、二三三の七、二三三の八及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字向山ノ下二三三の八及びこれと一体をなす国有地          大字古長字前代二三六から二三八までの一部、二三八の一、二四一合併の一部、二三九、二四〇、二四二、二四三の一部、二四三の第一、二四三の二、二四四の一部、二四五の一の一部、二四六の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字東屋敷七一〇の一部、七一の一の一部、七二の一の一部、七一三の一、七一四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字古長字仲田</p>	<p>大字古長字仲田二〇一の九の一部、二〇一の一〇、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字古長字下原代二〇四、二〇四の一、二〇四の二の一部、二〇五、二〇六の一部、二〇七の一部、二〇八、二〇八の一、二〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字古長字谷田二一一の一部、二一一の一の一部、二二二の一から二二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字古長字前田</p> <p>までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字古長字西原代二六〇から二六二までの一部、二六四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字毘沙田五八四の一部、五八五の一部</p>	<p>大字古長字前田</p> <p>大字古長字前田のうち二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、二六八の五、二六八の六、二六八の七、二六九の一、二六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古長字法大寺</p> <p>大字古長字法大寺のうち二七〇、二七一、二七二の一、二八五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古長字上屋敷</p> <p>大字古長字上屋敷のうち二八六の二、二八六の六、二八六の七、二八六の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古長字欠口</p> <p>大字古長字欠口のうち三八八、三八九、三八九の一、三八九次一、三八九次二、三八九の三から三八九の一七まで、三九〇の一から三九〇の三まで、三九一、三九一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字古長字アザブ</p> <p>大字矢下字長房河原二八五の五の一部、二八五の八の一部、二八五の九から二八五の一まで、二八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字矢下字崎河原三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字矢下字堅道三五八の一部</p> <p>大字古長字向河原一六四の二の一部、一六四の三の一部、一六六の一部、一六七の一、一六八、一六九の一から一六九の三までの一部、一七二の一、一七二の二、一七八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別宮字平林</p> <p>大字古長字前河原一七四から一七六まで、一七六の一から一七六の三まで、一七六の一〇から一七六の一三まで、一七七、一七九、一七九の一、一八〇の二、一八〇の四、一八〇の五、一八二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古長字欠口三八八、三八九、三八九の一、三八九次一、三八九次二、三八九の三から三八九の一六まで、三八九の一七の一部、三九〇の一から三九〇の三まで、三九〇の三九一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字古長アザブのうち三九二の三の一部、三九三の一の一部以外の区域</p>	<p>大字別宮字平林</p> <p>大字別宮字平林のうち一〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字別宮字前井滝平ル林</p> <p>大字別宮字前井滝平ル林のうち一四八の三、一四八の八以外の区域</p>	<p>大字別宮字井滝</p> <p>大字別宮字前井滝平ル林一四八の三、一四八の八</p> <p>大字別宮字井滝の全域</p>	<p>大字別宮字鍛冶屋谷</p> <p>大字別宮字鍛冶屋谷の全域</p> <p>大字別宮字松平二一四の二、二一五の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字別宮字松平</p> <p>大字別宮字平林一〇六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宮字松平のうち二一四の二、二一五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字別宮字湯谷口二三〇から二三五まで、二三六の一、二三六の二、二三七から二三九まで、二四〇の一、二四〇の二、二四一、二四二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字権現谷口二四三から二四五まで、二四五の二の一部、二四六、二四七、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字別宮字上馬野</p>	<p>大字別宮字西馬野二五五、二五六の一部、二六二の一部、二六三、二六四及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字馬野二六五の三、二六六の三、二七二の二、二七三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字別宮字湯谷          口</p>	<p>大字別宮字湯谷口のうち二三〇から二三五まで、二三六の一、二三六の二、二三七から三九まで、二四〇の一、二四〇の二、二四一、二四二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字権現          谷口</p>	<p>大字別宮字権現谷口のうち二四三から二四五まで、二四五の二、二四六、二四七、二五〇の二、二五一から二五四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別宮字馬野</p>	<p>大字別宮字馬野のうち二六五の一、二六六の一、二六七から二七一まで、二七二の一、二七三の一の一部、二七五の一の一部、二七六の一部、二七八の一部、二八〇の一部、二八一、二八二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六五の三、二六六の三、二七二の二、二七三の二、二七四の四、二七四の五、二七五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字別宮字東馬野二八三の一部、二八四、二八五、二八六の一部、二九一、二九二、二九三の二、二九四の二の一部、二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字川淵三三一の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字別宮字東馬野</p>	<p>有地          大字別宮字東馬野のうち二八三から二八六まで、二九一、二九二、二九三の二、二九四の二、二九五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二九七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字小松原</p>	<p>大字別宮字小松原のうち二九八、三〇一から三一五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字川淵</p>	<p>大字別宮字川淵のうち三一六の一、三一六の二、三一七の一、三一八から三二一まで、三二三から三二五まで、三二六の一、三二八の一、三二八の二、三三〇の一、三三一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三二六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字井手端</p>	<p>大字別宮字権現谷口二四五の二の一部、二五〇の二、二五一から二五三まで、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字西馬野二五六の一部、二五七から二六一まで、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字馬野二七三の二、二七四の四、二七四の五、二七五の三と一体をなす国有地の一部          大字別宮字川淵三二六の三と一体をなす国有地の一部          大字別宮字井手端のうち三三八の二から三三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字別宮字上西垣三四四から三五一まで、三五二の一、三五二の二、三五三から三五六まで、三五七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字下西垣三七四から三七八まで、三八一から三八六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字西垣三八七の二、三八八の二、三八九の一、三</p>

<p>大字別宮字上西垣</p>	<p>九〇、三九一の一、三九一の二、三九二、三九三の一、三九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三八七の一と一体をなす国有地の一部          大字別宮字井頭三九四から三九七まで、三九八の一、三九九の一、四〇〇及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字カト田四二〇、四二一の一、四二二、四二三の一、四二三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字上屋敷四四二の二、四四二の三、四四三の二、四四三の三、四四四の二、四四五、四四六の三、四五〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別宮字下西垣</p>	<p>大字別宮字上西垣のうち三四四から三五一まで、三五二の一、三五二の二、三五三から三五六まで、三五七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字西垣</p>	<p>大字別宮字下西垣のうち三七四から三七八まで、三八一から三八六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字井頭</p>	<p>大字別宮字西垣のうち三八七の二、三八八の二、三八九の一、三九〇、三九一の一、三九一の二、三九二、三九三の一、三九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字駄道</p>	<p>大字別宮字井頭のうち三九四から三九七まで、三九八の一、三九九の一、四〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字別宮字馬野二七五の一の一部、二七六の一部、二八〇の一部、二八一、二八二及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字東馬野二八三の一部、二九四の二の一部、二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九七</p>
<p>大字別宮字大久保田</p>	<p>と一体をなす国有地の一部          大字別宮字小松原二九八、三〇一、三〇二、三〇三の一部、三〇四、三〇五、三〇六の一部、三〇七、三〇八の一部、三〇九から三一五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字川淵三一六の一、三一六の二、三一七の一、三一八から三二一まで、三二三から三二五まで、三二六の一、三二八の一、三二八の二、三三〇の一、三三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字井手端三三八の二から三三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字駄道の全域          大字別宮字洞々八三四、八三六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字別宮字カト田</p>	<p>大字別宮字大久保田のうち四一〇、四一三、四一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別宮字上屋敷</p>	<p>大字別宮字カト田のうち四二〇、四二一の一、四二二、四二三の一、四二三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別宮字下前田</p>	<p>大字別宮字上屋敷のうち四四二の二、四四二の三、四四三の二、四四三の三、四四四の二、四四五、四四六の三、四五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字別宮字下前田のうち五五二の五、五五三の三、五六八の二、五六九、五七〇の一、五七一から五七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別宮字毘沙田</p>	<p>大字古長字前代二四六と一体をなす国有地の一部          大字古長字東原代二四八の一部、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大字別宮字前田</p> <p>大字別宮字下前田五六八の二、五六九、五七〇の二、五七五の二、五七六、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字毘沙田五七八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字前田の五、五五三の三、五七〇の二、五七二の二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字毘沙田のうち五七八の一部、五八四から五八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字別宮字東屋敷七〇〇の一部、七〇二の一部、七〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別宮字トフ田</p>	<p>大字別宮字大久保田四一〇の一部、四一三、四一四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字毘沙田五七八の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字トフ田の全域</p> <p>大字別宮字前田五九四の一部、六〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字出口六〇九の一部、六一八の一部、六一九、六二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字南原六二一、六二二の一部、六二三の一部、六二四、六二五の一部、六二六の一部、六二七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字別宮字ダンゴ田六二八から六三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字上ミ田六三九の一部、六四六の一部、六四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字堂ノ後口六四八から六五〇まで、六五一の一、六五二、六五三の一部、六五四の一部、六五六の一部、六五七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字東屋敷六九四の一部、六九五の一部、六九八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別宮字堂ノ後口</p>	<p>大字別宮字出口</p> <p>大字別宮字出口のうち六〇九から六一一まで、六一六から六二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字別宮字南原六二五の一部、六二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二七と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字別宮字ダンゴ田六二八の一部、六二九の一部</p> <p>大字別宮字上ミ田六三八の一部、六三九の一部、六四〇から六四五まで、六四六の一部、六四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字堂ノ後口六五三の一部、六五四の一部、六五五から六六一まで、六六二の一、六六二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字東屋敷六九四の一部、六九八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字下河原六六九から六七三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七一七、七二〇と一体をなす国有地</p> <p>大字別宮字前河原七二九の一、七二九の四から七二九の六まで</p> <p>大字別宮字家ノ上七三〇、七三一の一、七三一の二、七三</p>

<p>大字別宮字三反田河原</p>	<p>大字別宮字家ノ上</p>	<p>大字別宮字前河原</p>	<p>大字別宮字下河原</p>	<p>大字別宮字東屋敷</p>	
<p>大字別宮字三反田河原のうち七五八の一部、七五九の一部、</p>	<p>大字別宮字家ノ上のうち七三〇、七三一の一、七三一の二、七三二から七五二まで、七五三の一、七五三の二、七五四の一、七五五、七五六、七五六の一、七五七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字別宮字前河原のうち七二九の一、七二九の四から七二九の六まで以外の区域</p>	<p>大字別宮字下河原のうち六六九から六七三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七一七、七二〇と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古長字前代二三六から二三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字毘沙田五八四から五八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字東屋敷のうち六九四の一部、六九五の一部、六九八の一部、七〇〇の一部、七〇二の一部、七〇三の一部、七二〇の一部、七一一の一部、七二二の一部、七二三の一、七二四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>二から七五二まで、七五三の一、七五三の二、七五四の一、七五五、七五六、七五六の一、七五七及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字三反田河原七五八の一部、七五九の一部、七六〇の二から七六〇の四までの一部、七六一の一部、七六一の一及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字深田八一五の一の一部、八一五の三、八一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別宮字深田</p>	<p>大字別宮字三反田</p>	<p>大字別宮字上河原</p>	<p>大字別宮字中河原</p>		
<p>大字別宮字深田のうち八一の一、八一の一の三、八一の一の四、八一の一の二、八一の二、八一の三の一、八一の三の二、八一の四、八一の五の一から八一の五の三まで、八一六から八一四まで、八二五の一、八二五の二、八二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字別宮字三反田のうち七九二の一、七九三の二、七九七の三、七九八の三、七九八の四、七九九の三、八〇〇の一、八〇〇の三、八〇一の一、八〇二の一、八〇二の三、八〇三、八〇四の一、八〇四の三、八一〇の三、八一〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字別宮字上河原のうち七八三の一、七八四の二、七八四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字別宮字中河原のうち七七四から七七六まで、七七七の一、七七八から七八〇まで、七八一の一、七八二の五から七八二の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字上河原七八三の一、七八四の二、七八四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字三反田八一〇の三、八一〇の四          大字別宮字深田八一の一の三の一部、八一二の二の一部、八一三の一、八一三の二の一部、八一四、八一五の一の一部、八一五の二、八一六の一部、八一八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>七六〇の二から七六〇の四までの一部、七六一の一部、七六一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字別宮字中河原七七四から七七六まで、七七七の一、七七八から七八〇まで、七八一の一、七八二の五から七八二の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地          大字別宮字上河原七八三の一、七八四の二、七八四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字別宮字三反田八一〇の三、八一〇の四          大字別宮字深田八一の一の三の一部、八一二の二の一部、八一三の一、八一三の二の一部、八一四、八一五の一の一部、八一五の二、八一六の一部、八一八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

大字別宮字洞々

大字別宮字小松原三〇三の一部、三〇六の一部、三〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九、三〇〇、三〇一、三〇三から三〇六までと一体をなす国有地の一部  
大字別宮字大久保田四一〇の一部及びこれと一体をなす国有地

大字別宮字ダンゴ田六二八から六三二までの一部、六三二から六三六まで及びこれらと一体をなす国有地  
大字別宮字上ミ田六三七、六三八の一部

大字別宮字三反田七九二の一、七九三の二、七九七の三、七九八の三、七九八の四、七九八の三、八〇〇の一、八〇〇の三、八〇一の一、八〇二の一、八〇二の三、八〇三、八〇四の一、八〇四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字別宮字深田八一の一、八一の一の三の一部、八一の一の四、八一の一の二、八一の二の一部、八一の二の二の一部、八一の二の一部、八一七から八二四まで、八二五の一、八二五の二、八二六及びこれらと一体をなす国有地  
大字別宮字上深田の全域

大字別宮字洞々のうち八五七の一の一部、八五九の一部、八六〇から八六四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八三四、八三六と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字別宮字河原一〇四八の二、一〇四九の三、一〇四九の四

大字別宮字井手

大字別宮字洞々八五七の一の一部、八五九の一部、八六〇から八六四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字別宮字井手口の全域

大字別宮字横屋一〇〇二、一〇〇三の二から一〇〇三の四まで、一〇〇四、一〇〇五の一から一〇〇五の三まで、一〇〇七及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字別宮字出口河原一〇四二の二、一〇四三の一、一〇四

大字別宮字横屋

四の一、一〇四五の一、一〇四五の三、一〇四六の一、一〇四七  
大字別宮字河原一〇四八の一、一〇四八の二と一体をなす国有地の一部

大字別宮字横屋のうち一〇〇三の二から一〇〇三の四まで、一〇〇四、一〇〇五の一から一〇〇五の三まで、一〇〇七以外の区域

大字別宮字出口河原

大字別宮字出口河原のうち一〇四二の二、一〇四三の一、一〇四四の一、一〇四五の一、一〇四五の三、一〇四六の一、一〇四七以外の区域

大字別宮字河原

大字別宮字河原のうち一〇四八の二、一〇四九の三、一〇四九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字八反田字山ノ中、大字八反田字出口ノ上、大字八反田字大久保田、大字八反田字中通り、大字八反田字漆原、大字宮場字幸四郎、大字宮場字井手マタケ、大字矢下字角ミ田、大字矢下字新地、大字古長字下原代、大字古長字西原代、大字別宮字西馬野、大字別宮字南原、大字別宮字ダンゴ田、大字別宮字上ミ田、大字別宮字上深田

鳥取県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る小町地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定

より告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る北谷尻地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川第二地区第七工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次